

# 一般社団法人 三重県作業療法士会

## 賛助会員規程

平成24年5月20日

令和 2年5月 8日

令和 5年7月14日

### (入会)

第1条 一般社団法人三重県作業療法士会定款第6条第2項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は団体は、本会ホームページ内の申込フォームより事務局に届け出、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

### (賛助会員の会費)

第2条 賛助会員の会費は年額5千円とする。

2. 会費の納入は原則として、理事会承認後2カ月以内とする。
3. 賛助会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

### (賛助会員の特典)

第3条 賛助会員である個人及び団体は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。
- (2) 本会が発行する機関誌・紙の賛助会員一覧に、会員名を掲載することができる。
- (3) 本会が運営するホームページ上に、当該会員の運営するホームページへのリンクバナーを設置することができる。
- (4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を最大4分の1ページサイズまで無料で掲載することができる。
- (5) 本会から発送する郵送物にパンフレット等を同封することができる。

### (規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

## 附 則

1. この規程は、平成24年5月20日から施行する。
2. この規程は、令和2年5月8日から一部改正により施行する。
3. この規程は、令和5年7月14日から一部改正により施行する。